

## 「核兵器禁止条約」を吟味する(9)

平和と安全を求める被爆者たちの会: 2021/08/15

※「核兵器禁止条約」の締約国その後・・・2021年7月9日、1ヶ国批准・・・55ヶ国に

存在地域	加盟国名	略人口	一帯 一路 締結	香港 民主 支持	香港 弾圧 支持	ウイグル 弾圧 支持	ウイグル 弾圧 反対	中国軍 軍事拠点
島嶼(アフリカ)	セーシェル	9万7千625	●					

でも、・・・締約国は増えたが、核兵器や核兵器保有国に「影響力」は、全く 無い!

1. <大事件発生!>・・・米国、インド、韓国、台湾、などでは大きく報道  
中国「民間」軍事研究グループ」が動画発表(中国で発表できる→党承認の威嚇)

2021年7月11日/動画の主張・・・核兵器を使用するぞ!と威嚇  
台湾有事の時、日本が兵士1人、軍用機1機でも送ったら、中国はただちに日本を核攻撃する。  
日本の完全降伏まで核攻撃を続ける。日本は過去に核攻撃を体験し、核には過敏に反応するから、  
対日核攻撃はごく小規模でも目的を達成できる。

「核兵器禁止条約」は“効力発生”!でも「核兵器」の威嚇に“無力”で“無能”を露呈!  
しかし、それは当然なこと。「核禁条約」への誤解を無くしましょう

核兵器禁止条約第1条：締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。  
(d) 核兵器その他の核爆発装置を使用し、又はこれを使用するとの威嚇を行うこと。

### 何と空しい条文なのか!

それもそのはず・・・何度も指摘する・・・条約は「締約国だけの義務」  
「核兵器禁止!」の文言は、非締約国には無効である。  
日本への核恫喝も、尖閣諸島への侵犯も、南シナ海の台湾の軍事緊張も

!「核兵器禁止条約」は“効力発生”したが、「核兵器」の威嚇にも“無力”“無能”!

## 2. 「核兵器禁止条約」を再確認

◎再確認!

<「核兵器禁止条約」と「広島市平和の推進に関する条例(素案)」とのねじれた関係>

大前提! → 「核兵器禁止条約」は“武力紛争”を前提にした条約だ!

「核兵器禁止条約」前文の記載	該当する「国際人道法」と符合する内容
<p>全ての国は国際人道法や国際人権法を含め、適用される国際法を常に順守する必要性があることを再確認。</p> <p>国際人道法の原則や規則を基礎とし、とりわけ武力紛争の当事者が戦時において取り得る方法や手段の権利は無制限ではない、区別の規則、均衡の規則、攻撃の予防措置、過度な負傷や不要な苦痛を引き起こす兵器使用の禁止、自然保護の規則・・・</p>	<p>「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」（第一議定書）〈要旨記載〉</p> <p>【1条】国際法原則の自決の権利による「植民地支配」「外国による占領」「人種差別体制」に対し戦う武力紛争でも遵守する規則</p> <p>【35条】紛争当事国が戦闘方法、手段を選ぶ権利は無制限ではない・・・過度の傷害、無用な苦痛を与える兵器、戦闘方法使用の禁止・・・自然環境に重大な損害を与える手段、戦闘方法を使用することの禁止</p> <p>【20条】復讐の禁止</p> <p>【52条】攻撃は、厳格に軍事目標に限定</p> <p>【55条】自然環境の保護</p> <p>【57条】攻撃の際の予防措置</p>

「核兵器禁止条約」が“武力紛争”に言及するのは何故か？

【国際人道法・条約の法理】・・・「武力紛争」では戦闘手段が無制限ではなく、「過剰な苦痛を与える戦闘手段」「自然破壊をする方法の採用」「過剰報復」を禁止し「あらかじめ、人道法に反する事態の予防措置」を取ってから、“自決の権利”に基づいた「武力紛争」を遂行するべき と、定めている。

**だ・か・ら！**

◎核兵器の使用は「武力紛争の必要条件を満足しない」から、「廃止」だけが国際人道法に叶う唯一の方法だ！と新たに規定したのである。・・・〈核兵器禁止条約の論拠〉

「核兵器禁止条約」を詳しく、基礎になっている国際法まで踏み込んで、考えましょう！  
改めて、“容認されている「武力紛争」”の全部を記載する。（第一議定書より）

人民が、国際連合憲章並びに国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言に規定する自決の権利を行使して、植民地支配及び外国による占領に対し並びに人種差別体制に対し戦う武力紛争（国際条約集：有斐閣）

**「自決の権利」「外国の占領」「民族弾圧」に対抗する武力紛争は、奪うことのできない権利！**

もし、これを禁止するなら・・・“非人道行為”“民族抹殺”を容認し正当化することになる。

一方！ ◎広島市平和の推進に関する条例（素案）第2条【平和の定義】

この条例において「平和」とは、世界中の核兵器が廃絶され、かつ、戦争その他 の武力紛争がない状態をいう。

### <当会の見解>

- **(第一の疑問)** 「核兵器が廃絶された世界」は、第二次世界大戦末期以前の状態である。これは平和な世界か？ 核兵器廃絶と「平和」の間に、本質的な「因果関係」は無い！
- **(第二の疑問)** 有史以来、時代を問わず、人類歴史から「世界中の戦争や武力紛争がない状態」が存在した時代が無い。過去無かった状態を、広島市の「定義」で世界は変わるか？
- **(第三の疑問)** クルド、シリアの民には化学兵器が、カンボジアの民には「対人地雷」が今も続く最悪の記憶に違いない。核兵器だけを特筆する「被爆地」の平和に普遍性が有るか？

— 「平和の定義」に疑問は尽きない。 かつて無かった状態を定義する「空想」 —

！！「“空想的”平和の定義」に基づく、「本市の平和の推進に関する施策」に市民が協力する【条例・第5条】とは、広島市の思考を絶対化するものなのか！！??

当会は、「核兵器禁止条約」の批准を日本政府に求める。広島市の施策に**賛成しない！**

### 「理由」

1. 日本にとって現在の危険は、中国による日本領土及びEEZ への公然たる軍事進攻の体制、並びに南シナ海の一方的領海化と、北朝鮮による核兵器恫喝である。
2. 両国には、「核兵器禁止条約」の効力は及ばない。脅威は核兵器だけではない。
3. 国際仲裁裁判所の裁定までも、「紙くず」だと無視した中国との「話し合い」は成立しない。
4. 「核兵器禁止条約」の「第1条(g)」と「第2条(c)」は日米安保条約の信頼性を根底から損ない、東アジアに現存する「平和と安全の秩序」を破壊する。
5. 広島市が「核抑止力に依存する日米安保条約は時代遅れだ（広島市平和宣言）」と主張するならば、「新たな時代」とは何か、どのような平和が構築されているのかを、具体的に、現実的に明らかにする「説明責任」が広島市にはある。
6. それにもかかわらず、「安全保障の観点は国政の場で議論されるべきものであり、広島市からは答えない（公式見解）」とは、**無責任の極み**である。